

重要無形文化財等公開事業費国庫補助要項

(昭和54年5月1日)
文化庁長官裁定
昭和55年4月4日
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成11年4月1日
平成17年4月1日
平成20年4月1日
平成24年4月1日
平成28年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第74条、第77条、第87条及び第91条の規定に基づき、重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体その他文化庁長官がその保存に当たることを適当と認める者とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国家指定芸能特別鑑賞会
- (2) 日本伝統工芸展

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ア 公開経費
 - イ 公開設備整備経費

- (2) その他の経費
 - 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
重要無形事業文化費等公開事業	公開経費	(1) 国家指定芸能特別鑑賞会	給報職員手当等	与酬 時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	会場整理等
	公開設備整備経費		報旅 需用費 役務費 使用料及び貸借料	賞費 講師等指導謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 雑役務費 会場等借料 講師等指導謝金 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会場等借料	連絡旅費 講師等招へい派遣旅費 パンフレット 輸送料 会場設営費 会場、機材等借料 連絡旅費 講師等招へい派遣旅費 解説パンフレット等 輸送料、保険料等 会場、機材等借料
その他の経費	事務経費	事務費	旅 需用費 役務費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 通信運搬費	指導監督旅費 文具等